

老振発0929第1号

平成29年9月29日

各 都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局振興課長

（ 公 印 省 略 ）

介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービスに
おける訪問型サービスDの実施可能モデルについて（周知）

日頃より、地域包括ケアシステムの整備にあたり、御協力を賜り御礼を申し上げます。

高齢化の進展に伴い、近年、交通死亡事故に占める高齢運転者の割合は上昇してきており、本年3月には、認知症対策を強化する改正道路交通法が施行されました。

昨年11月の「高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」では、緊急に検討すべき課題のひとつとして、「自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段の確保など、社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備を着実にすすめること」が挙げられており、これを踏まえ、国土交通省において、「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」が設置され、本年6月に中間とりまとめが行われました。

中間とりまとめにおいては、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービスにおける訪問型サービスDについて、市町村における事業の検討に資するよう、実施可能なモデルについて情報提供を行うことが盛り込まれています。

今般、訪問型サービスDの市町村の実施例を整理し、実施可能モデルとして、道路運送法上の位置づけや、サービス開始までのプロセス、安全面への配慮等、補助等の範囲についてとりまとめたので、参考としていただき、地域の必要なサービスの確保に向けた取組を進めていただくよう、お願いします。

なお、本通知については、国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課及び同省自動車局旅客課と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 移動支援サービスの位置づけ

(1) 実施主体及び実施の方法

- 実施主体は社会福祉法人、住民団体としての任意団体、NPO法人が実施例として見られた。なお、現行制度上は、民間企業等、その他の主体も実施可能である。
- ただし、福祉有償運送として実施される場合は、NPO法人や道路運送法施行規則（昭和26年8月18日運輸省令第75号）第48条に規定する団体において実施可能である。

(2) 介護保険法上の位置づけ

- 訪問型サービスDとして、通所型サービスにおける送迎として実施するものと、通院等の送迎前後の付き添い支援として実施するものがある。

(3) 道路運送法上の位置づけ

- 有償で旅客を運送する場合は道路運送法に基づく許可又は登録が必要。
- 許可・登録を要しない運送については「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」（平成18年9月29日自動車交通局旅客課長事務連絡）を参照されたい。（参考1）
- 個別の運送が許可・登録を要するか否かの判断については、国土交通省の地方支分局である運輸支局において行われるので、サービスの検討段階より、運輸支局と連携を密にし、予め相談等を行っておくことが必要であると考えられる。

2. サービス開始のプロセス

(1) サービス開始に至るまでの主な経緯

- 生活支援体制整備事業、地域ケア会議、市町村が実施する調査やアンケートによりニーズを把握し、地域において関係者との調整により検討を重ね、実施に至るケースがある。

(2) 運輸支局との調整

- 運輸支局と予め連携し、必要な助言を得ることで円滑なサービス提供に繋げることが望ましい。

(3) 車両の調達

- 市町村所有車両の無償貸与、実施主体の所有車両、ボランティア個人の所有車両といった方法が考えられる。
- なお、「営利を目的としない互助による運送のためにNPOが市区町村の自動車を利用する場合等の取扱いについて」（平成29年8月25日付け自動車局旅客課長事務連絡）（参考2）により、「NPO又は社会福祉協議会が、個人ボランティア運転者による地域住民の運

送サービスを提供する場合において、当該運送サービスのために市区町村の自動車を利用する場合」については、道路運送法における登録又は許可を要しないものとして取り扱うことが示されている。

3. 安全面への配慮等

(1) 運転に関する講習等の実施

- 道路運送法に基づく国土交通大臣認定講習のカリキュラムを活用する事例がある。なお、福祉有償運送、自家用自動車有償運送における運転者の要件として、第1種運転免許を保有している者については、国土交通大臣の認定講習を修了していること等が必要である。
- 運転時間が長時間にわたるケースが想定される場合には、協議体における協議等を通じて、訪問型サービスDに適切な基準を検討することが重要である。

(2) 移送にかかる保険への加入

- 自動車保険（任意）の他、移送サービスを含む活動全般を補償する保険に加入することも考えられる。

(3) その他

- 移動支援サービスの人員・設備・運営基準は、訪問型サービスBに準じることとされており、法令により必ず遵守すべき事項のひとつとして、事故発生時の対応が定められている。（地域支援事業実施要綱 別記1-(1)-イ-(ア)-⑤-(d)）
- 事故発生時の対応については、指定訪問介護では、留意点として、
 - ① 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定訪問介護事業者が定めておくことが望ましいこと
 - ② 指定訪問介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと等とされている（「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日付け老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知））ので、移動支援サービスの実施において参考とされたい。

4. 補助の範囲

(1) 補助の対象範囲

- 地域支援事業交付金では、通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援の場合は、サービスの利用調整の人件費等の間接経費のみが対象となり、移送行為そのものに係る人件費などの直接経費は対象とならない。

また、通所型サービス等における送迎を別主体が実施する場合の送迎の場合は、間接経費のほか、ガソリン代等送迎にかかる実費、車両購入等に対する補助等、市町村が費用の効率性の観点から判断した経費が対象となる。

- 上記の他、市町村の交通部門と連携し、交通施策における車両の維持管理経費の補助を活用する場合は考えられる。

(2) 利用時における利用者負担額の範囲

- 道路運送法における許可・登録を要しない運送を実施する場合の利用者負担や補助等の内容については、1-(3)(事務連絡(参考1))を参照すること。
- 福祉有償運送として実施する場合の旅客から収受する対価(利用者負担額)については、旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であること等について、道路運送法における運営協議会において協議の調ったものを収受することとなる。(※道路運送法施行規則第51条の15第3号)

※ 実施可能なモデルの詳細は別紙を参考されたい。

以上